平成２９年（フ）第７３号
宮崎市千草町３番21号　第２岩切ビル302号、前住所宮崎市末広２丁目２番８号　じゅうグランドマンション松橋205号
債務者　貴島　秀子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６６号
沖縄県那覇市繁多川５丁目24番10号　カサブランカ202
債務者　翁長　直子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７０７号
神奈川県厚木市長沼420番地11、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津7285番地の４
債務者　吉澤　　浩
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１６号
神奈川県秦野市下大槻245番地の11、前住所神奈川県伊勢原市串橋281番地の１
債務者　佐藤　久美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１９号
神奈川県厚木市妻田北３丁目13番20号　パルムツマダ106
債務者　土倉　鈴子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３７号
神奈川県平塚市立野町32番16号　ホワイトウォール黒沼502号
債務者　小笠原克彦
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４５号
神奈川県平塚市虹ケ浜８番２―304号　平塚なぎさハイツ
債務者　脇　　直美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０６号
名古屋市守山区青山台720番地　エテルネル・シュマン203号、従前の住所愛知県瀬戸市下半田川町43番地
債務者　水野　智明
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９３号
長野市稲里町中氷鉋994番地　キャッスルＡ―Ｅ
破産者　三輪　一幸
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
さいたま市大宮区大成町３丁目335番地　ハイネス丸友304、破産手続開始決定時の住所長野市篠ノ井布施高田657番地２　ハイマイドアズマ101号
破産者　中澤　　稔
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
岐阜県各務原市蘇原申子町１丁目67番地１（アン・ジュール　１―Ｃ）
破産者　越智　泰隆
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２５号
岐阜県各務原市蘇原申子町１丁目67番地１（アン・ジュール　１―Ｃ）
破産者　越智　由佳
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２２０号
岐阜県各務原市那加桐野町４丁目19番地１（メゾン河合304）、前住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目235番地２
破産者　太田　　衛
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２８５号
岐阜市日野東３丁目８番14号（アーバンハイムサカイＢ号棟　102号室）
破産者　中村　友治
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
福岡県中間市通谷１丁目14番18号
破産者　小形　利文
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３号
静岡県浜松市南区中田島町1492番地
破産者　田邉　　誠
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
静岡県袋井市愛野2904番地の６、前住所静岡県袋井市高尾206番地の２　プリマヴェーラ102号室
破産者　夏目そ乃香
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係